学童保育所

入所のしおり



岩 内 町

■ 学童保育とは

放課後帰宅しても保護者の就労等の理由により適切な保育を受けられない児童を　一定時間保育し、遊びを主とした育成・指導活動を行い、児童福祉の向上を図ることを目的としています。

■ 対象児童

岩内町立の小学校に就学している児童（１年生から６年生まで）で、保護者が就労等により放課後に帰宅しても保護者が不在となる児童が対象になります。

なお、申込み状況によっては、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

■ 開設場所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開設場所 | 住　　所 | 電話番号 |
| 岩内町立東小学校 | 岩内町字東山１３０番地 | （0135）62-7515 |
| 岩内町立西小学校 | 岩内町字野束１７２番地１ | （0135）63-2295 |

■ 開所時間

|  |  |
| --- | --- |
|  | 開　設　時　間 |
| 通常授業日 | 放課後から午後６時００分まで |
| 土　曜　日※ | 午前８時３０分から午後５時００分まで |
| 夏・冬休み等の長期休暇期間 | 午前８時３０分から午後６時００分まで |

　※ 土曜日の利用（長期休暇中含む）を希望される保護者は、別途利用申請が必要になります。

　※ 終了時刻には退所が完了するよう、お迎え等のご協力をお願いします。

■ 閉所日

１．日曜日、国民の祝日

２．年末年始（１２月３１日から１月５日まで）

３．その他、特に町長が必要と認めた日

以下のとおり臨時閉所とする場合がありますので、あらかじめご了承願います。

例1）お盆期間

例２）インフルエンザや台風等により臨時に学級閉鎖等になった日

例３）悪天候等により登所・帰宅時を含め安全が確保できないと判断した場合　など

■ 土曜日の利用方法

　土曜日の学童保育所の利用を希望される方は、**毎月２０日（２０日が学童保育所の　閉所日にあたる場合は前の日の開所日）までに、翌月分の利用を「土曜日利用申請書」により各学童保育所に提出**してください。

　※ ４月の利用分の申請は、役場保健福祉課（７番窓口）でも受付いたします。

　※ 土曜日が国民の祝日等（上記閉所日）にあたる場合は開所しません。

　　 また、悪天候等により登所・帰宅時を含め安全が確保できないと判断した場合は、臨時閉所とする場合がありますので、あらかじめご了承願います。

■ 父母会費

学童保育所では、毎日のおやつ代や傷害保険の加入料などの費用のため、父母会費を徴収しています。

月額：２,５００円（児童１人あたり）

※ 納入月は、４月分から翌２月分まで（３月分は免除となります。）

※ お支払方法は、別途お渡しする納入袋により、毎月２５日までに各学童保育所　　支援員へお支払いください。

※ お支払いは、おつりが発生しないようご協力をお願いします。

※ 月の途中で退所する場合は、日割り計算となります。

※ 児童からのお支払いはトラブルの原因となりますので、必ず保護者の方から　お支払いをお願いします。

■ 持ってくるもの

【東小学校】　①　タオル（フックに引っかけられるようにしたもの）

　　　　　　 ②　プラスチックのコップ

 ③　雑巾

 ④　着替え一式

【西小学校】 ①　タオル

②　プラスチックのコップ

③　上靴

④　着替え一式

※ 学童保育所に持参する持ち物すべてに、必ず**名前の記入をお願いします。**

※ 上記の他にも、状況等により持参をお願いする場合があります。

■ 昼食について

　夏・冬休み等の長期休暇期間や午前授業（給食が無い日）、土曜日の学校休業日に学童保育所を利用する場合は、**お弁当**を持たせてください。

■ 傷害保険の加入

　入所時にスポーツ安全保険に加入いたします。

　加入料金については、父母会費よりお支払いいたします。

■ 登所・帰宅時について

【登所するとき】

　学校終了後は、寄り道をせずまっすぐ学童保育所に行くよう家庭で指導してください。

【帰宅するとき】

　**保育時間内に必ずお迎えに来てください。**

　習い事などの理由により１人で帰宅する時は、明るい時間内で帰宅するよう指導してください。

■ お休みするとき

　児童が休む場合は、必ず事前に各学童保育所へ連絡してください。

　なお、学校の授業日は、全員分のおやつを用意しておりますので、学童保育所に寄りおやつを持ち帰るよう指導してください。

　※ 欠席の連絡は、お子さんを通さず、必ず保護者からご連絡をお願います。

■ 病気・ケガ等について

　お子さんに食物アレルギーなどがある場合は、あらかじめお知らせください。

　病気（発熱、下痢、体調不良など）のときは、学童保育所は休ませてください。

　学童保育所開所中に、万が一お子さんに病気やケガが発生した場合は、入所申込書に記載の緊急連絡先に連絡し、迎えに来ていただきます。

■ 退所するときは

　保護者の転勤や退職などにより、ご家庭での保育が可能になり、学童保育所を退所させる場合は、退所届を役場保健福祉課（社会福祉担当）へ提出してください。

■ その他

　●入所申込書に記載のあった緊急連絡先に変更がある場合は、その都度、学童保育所へご連絡ください。

　●勤務先又は就労状況等に変更が生じた場合は、就労証明書を再提出してください。

　●不要なお金やゲーム機、その他学童保育所から指示のない物は、トラブルの原因となりますので、絶対に持たせないでください。

【お問合せ先】

　岩内町民生部保健福祉課（社会福祉担当）

　〒045-8555

　岩内郡岩内町字高台１３４番地１

　TEL：0135-67-7083　FAX：0135-67-7104